

参 考 資 料

○ 個 人 所 得 課 税 関 係

○ 納 税 者 番 号 制 度 関 係

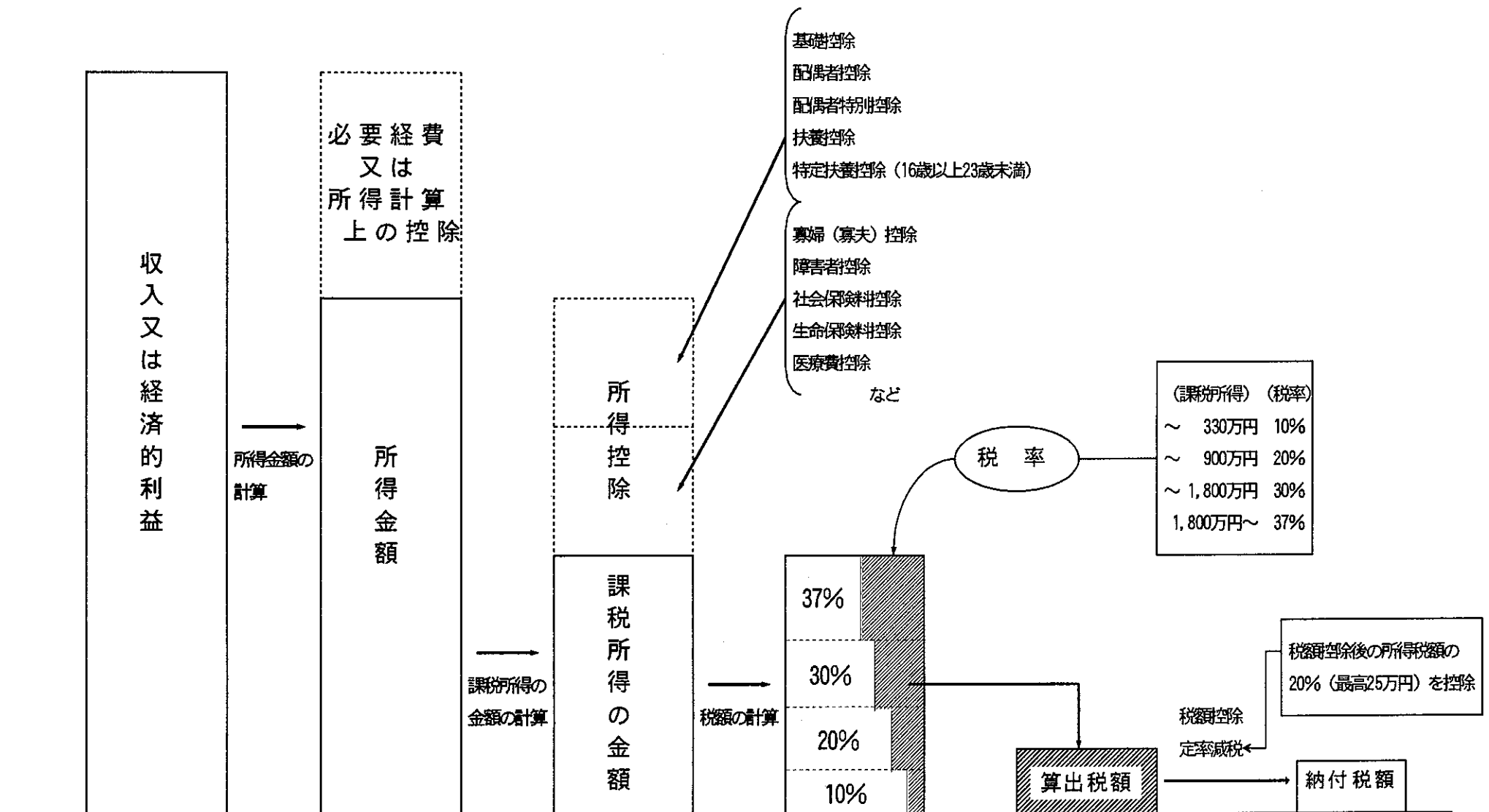
目

次

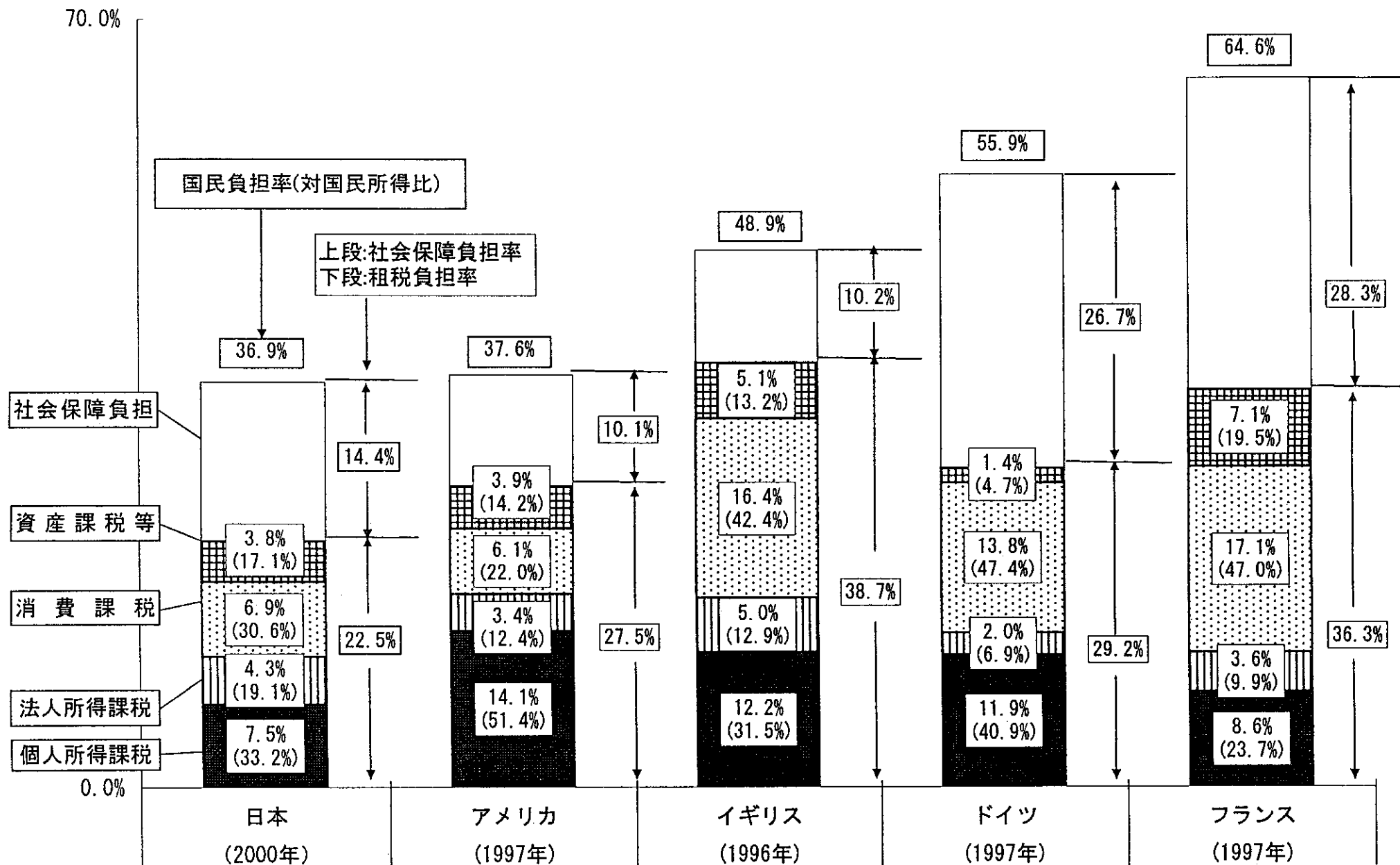
○ 個人所得課税関係	
・ 所得税の基本的な仕組み	1
・ 国民負担率の内訳の国際比較	2
・ 所得税の国際比較	3
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較	4
・ 日本と主要諸外国の所得税の課税最低限	6
・ 課税ベース（イメージ図）	7
・ 所得税・個人住民税の人的控除等一覧	8
・ 扶養控除の概要	9
・ その他の所得控除制度の概要（所得税）	10
・ 租税特別措置による減収額（26,540億円）の内訳（平成12年度ベース）	11
・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額（11,420億円）の内訳 （平成12年度ベース）	12
・ 給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除額）	13
・ 退職所得の課税方式	14
・ 分離課税に係る退職所得の課税方式（個人住民税）	15
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	16
・ 公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）	17
・ 所得区分・所得の計算方法と主な金融商品	18
・ 利子・配当等課税制度の概要	19
・ 株式譲渡益課税制度の推移	20
・ 金融商品の複雑化・多様化に関連する論点	21
・ 土地の譲渡所得の課税状況（10年分）	22
・ 給与所得の源泉徴収制度の概要	23

○ 納税者番号制度関係	
・ 電子化・情報化と納税者番号制度	24
・ 個人付番方式のメリット／デメリットについて	25
・ 個人納税者のケース（納税者番号制度のイメージ）	26
・ 納税者番号制度の利用の各局面において生じるコスト（イメージ）	27
・ 個人情報保護に関する政府の取組み	28
・ 米国における社会保障番号・納税者番号とプライバシー保護の仕組み	29
・ 主要国における納税者番号制度の概要	30
・ 納税者番号制度とタックス・コンプライアンスの観点	31
・ 日本及び諸外国の課税方式	32
・ 源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式	33
・ 諸外国の所得税の課税方式と立証責任の所在	34

所得税の基本的な仕組み



国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は12年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1998 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」及び各国資料により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.3%)の内訳は国税2.6%、地方税1.7%
 4. ()内の数値は、租税負担率に占める各項目の構成比を示す。

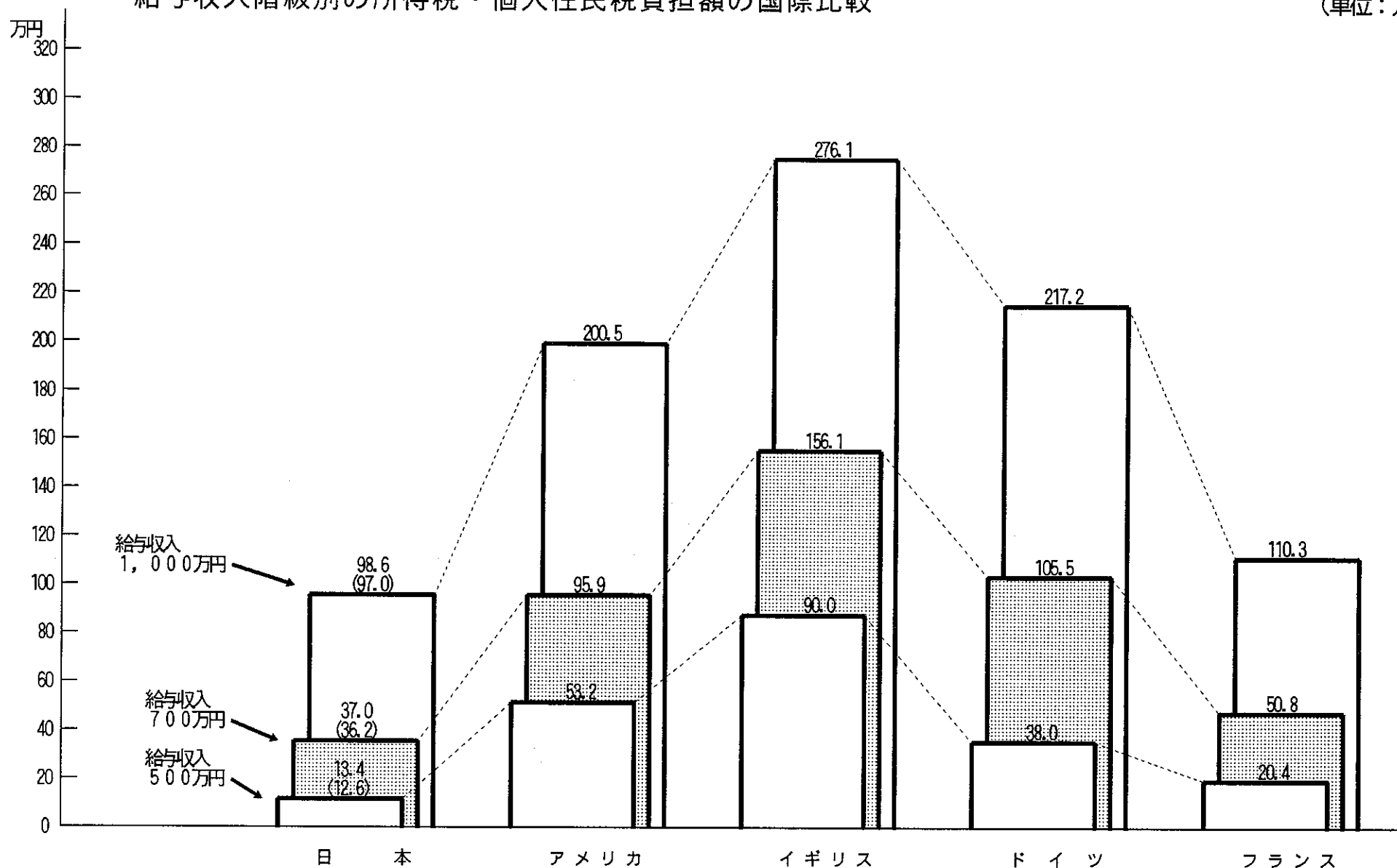
所得税の国際比較

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税 率 構 造	4 段階 (注) 上記に加えて、個人住民税（税率5～13% 3段階）が課されている。	5 段階 (注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税（例：ニューヨーク州 税率4～6.85%、5段階）が課されている。	3 段階 (注) 地方税はない。	方程式 (注) 連邦・州・市町村の共有税である。なお、上記に加えて、連帯付加税（税額の5.5%、95年導入、連邦税）が課されている。	6 段階 (注) 地方税はない。
課 税 最 低 限	368.4 万円	245.0 万円	113.4 万円	384.9 万円	294.3 万円

- (注) 1. 課税最低限は夫婦子2人（日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている）の給与所得者の場合である。
2. 諸外国は2000年1月1日現在。換算レートは、アメリカ1ドル＝112円、イギリス1ポンド＝180円、ドイツ1マルク＝60円、フランス1フラン＝18円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢相場の平均値）。
3. 各国の消費税（付加価値税）の標準税率は、日本5%（地方消費税1%を含む）、イギリス17.5%、ドイツ16%、フランス20.6%である。アメリカについては、州、郡、市により小売売上税が課されている（例：ニューヨーク市8.25%）。

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

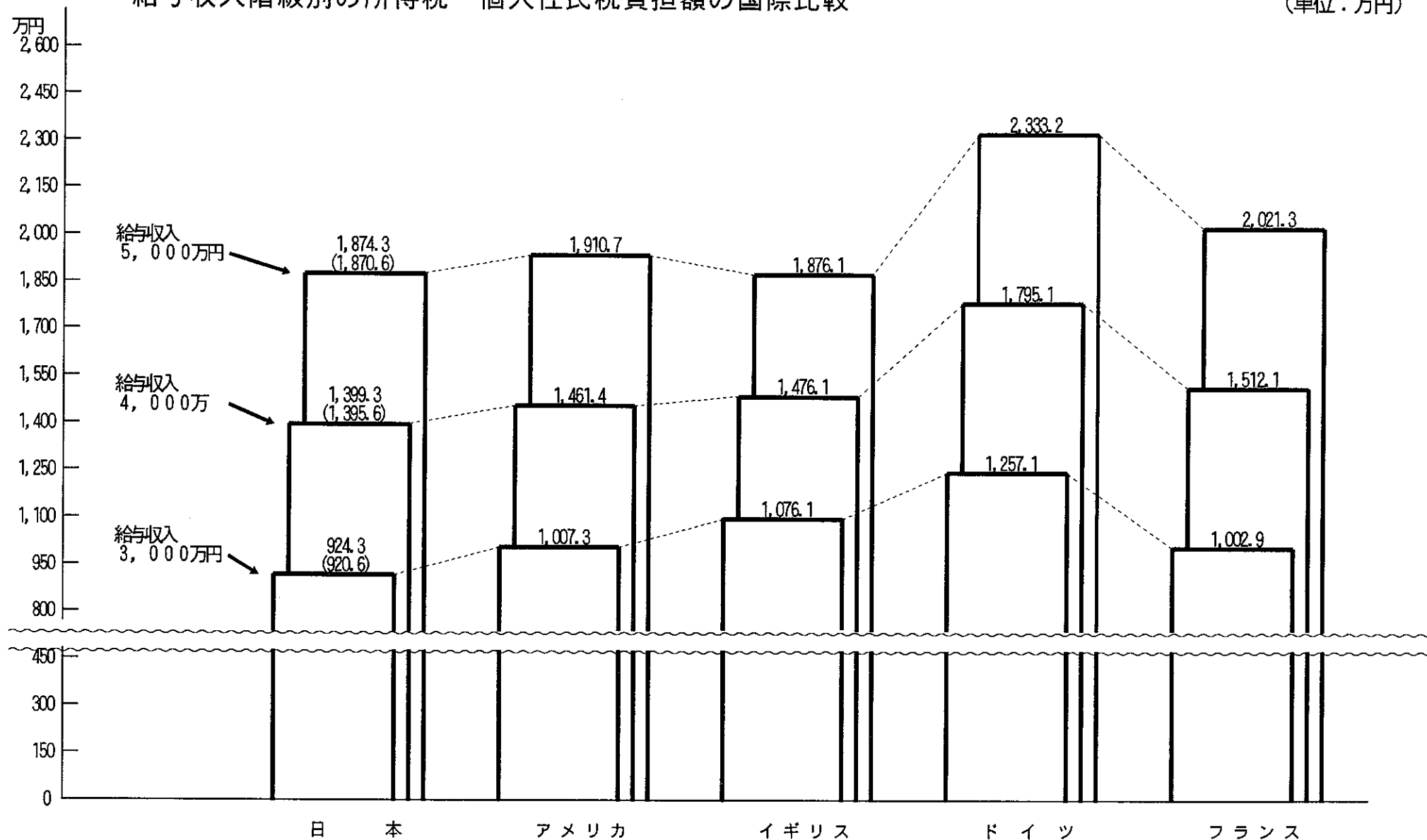
(単位：万円)



- (注) 1. 夫婦2人（日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている。）のサラリーマンの場合である。
 2. () 書は平成12年度改正前の負担額である。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル＝112円、1ポンド＝180円、1マルク＝60円、1フラン＝18円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢相場の平均値）

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位：万円)



- (注) 1. 夫婦2人(日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている。)のサラリーマンの場合である。
 2. () 書は平成12年度改正前の負担額である。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=60円、1フラン=18円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢相場の平均値)

日本と主要諸外国の所得税の課税最低限（未定稿）

（夫婦子2人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	3, 6 8 4 千円	2 1, 8 8 3 ドル	6, 3 0 5ポンド	6 4, 1 5 3マルク	1 6 3, 5 4 3フラン
円 建	3, 6 8 4 千円	2, 4 5 0 千円	1, 1 3 4 千円	3, 8 4 9 千円	2, 9 4 3 千円

（夫婦子1人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 6 9 8 千円	1 9, 0 8 3 ドル	6, 3 0 5ポンド	5 2, 0 0 3マルク	1 4 1, 3 1 9フラン
円 建	2, 6 9 8 千円	2, 1 3 7 千円	1, 1 3 4 千円	3, 1 2 0 千円	2, 5 4 3 千円

（夫婦のみの給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 0 9 5 千円	1 2, 9 5 0 ドル	6, 3 0 5ポンド	3 6, 5 0 5マルク	1 1 9, 1 1 2フラン
円 建	2, 0 9 5 千円	1, 4 5 0 千円	1, 1 3 4 千円	2, 1 9 0 千円	2, 1 4 4 千円

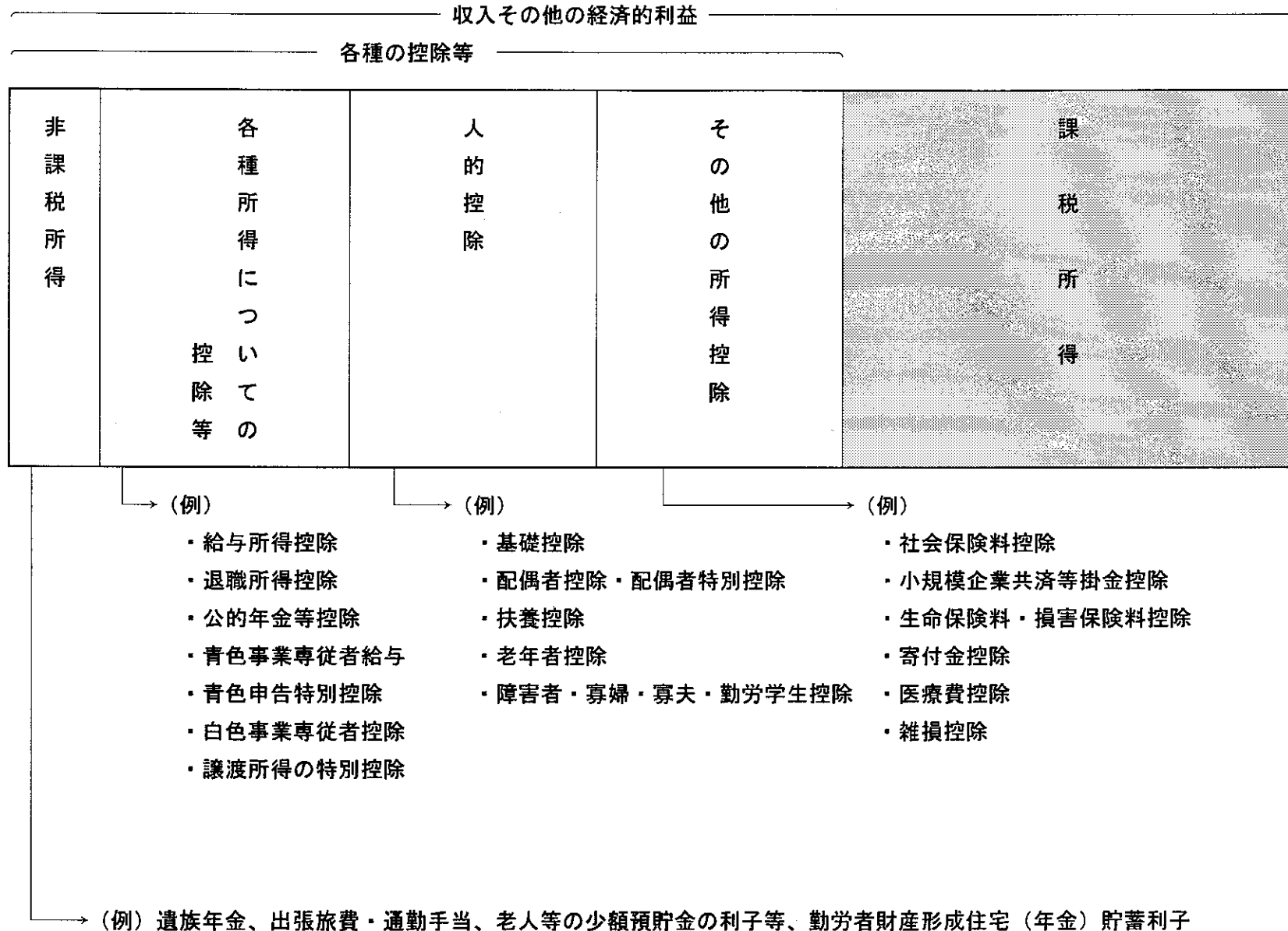
（独身の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	1, 1 0 7 千円	7, 2 0 0 ドル	4, 3 3 5ポンド	1 9, 4 9 5マルク	7 4, 6 8 2フラン
円 建	1, 1 0 7 千円	8 0 6 千円	7 8 0 千円	1, 1 6 9 千円	1, 3 4 4 千円

（備考）

1. 日本は、夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
2. アメリカは、夫婦子1人の場合はその子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を16歳以下として計算している。
3. 諸外国は平成12年1月現在の税法に基づく。換算レートは、1ドル＝112円、1ポンド＝180円、1マルク＝60円、1フラン＝18円。

課税ベース（イメージ図）



所得税・個人住民税の人的控除等一覧

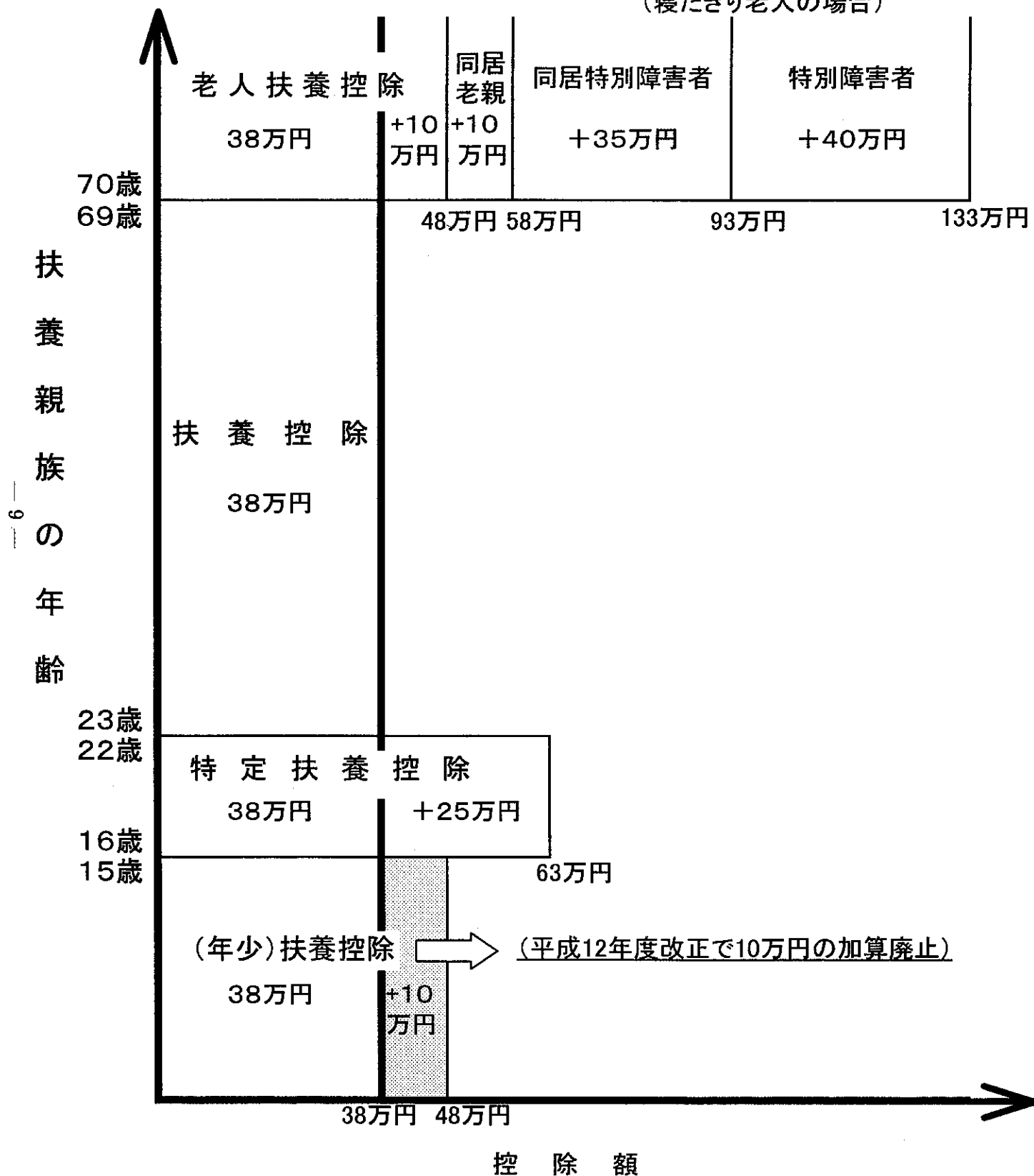
(単位：万円)

項 目			所 得 税	個 人 住 民 税
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除		3 8	3 3
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 8	3 3
		老人控除対象配偶者（70歳以上）	4 8	3 8
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
	配偶者特別控除		最高 3 8	最高 3 3
	扶養控除	扶養親族	3 8	3 3
		特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	6 3	4 5
		老人扶養親族（70歳以上）	4 8	3 8
		同居老親等加算	+ 1 0	+ 7
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
特 別 な 人 的 控 除	老年者控除（本人）		5 0	4 8
	障害者控除	障害者（本人、配偶者、扶養親族）	2 7	2 6
		特別障害者（同上）	4 0	3 0
	寡婦控除 （本人）	寡婦	2 7	2 6
		特定の寡婦加算	+ 8	+ 4
	寡夫控除（本人）		2 7	2 6
白 色 事 業 専 従 者 控 除	勤労学生控除（本人）		2 7	2 6
	白色事業専従者 控除	配偶者	8 6	8 6
		配偶者以外	5 0	5 0

扶養控除の概要

【所得税】

(寝たきり老人の場合)



その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額} \\ \text{200万円)} \end{array}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円）
損害保険料控除	損害保険料（傷害保険料及び医療費用保険料を含む。）を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期3千円、長期1万5千円）
寄 付 金 控 除	特定寄付金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄付金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right\} - 1\text{万円} = \text{寄付金控除額}$

○ 租税特別措置による減収額(26,540億円)の内訳(平成12年度ベース)

所得税 16,900億円(63.7%)				法人税 7,540億円(28.4%)		その他
住宅ローン控除	生・損保控除	老人マル優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(21.1%)	(10.4%)	(24.7%)	(7.5%)	(11.8%)	(16.6%)	(7.9%)
5,590億円	2,770億円	6,560億円	1,250 億円	3,140億円	4,400億円	2,100億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収(+7,580億円)がある。

青色申告特別控除
(2.8%)
730億円

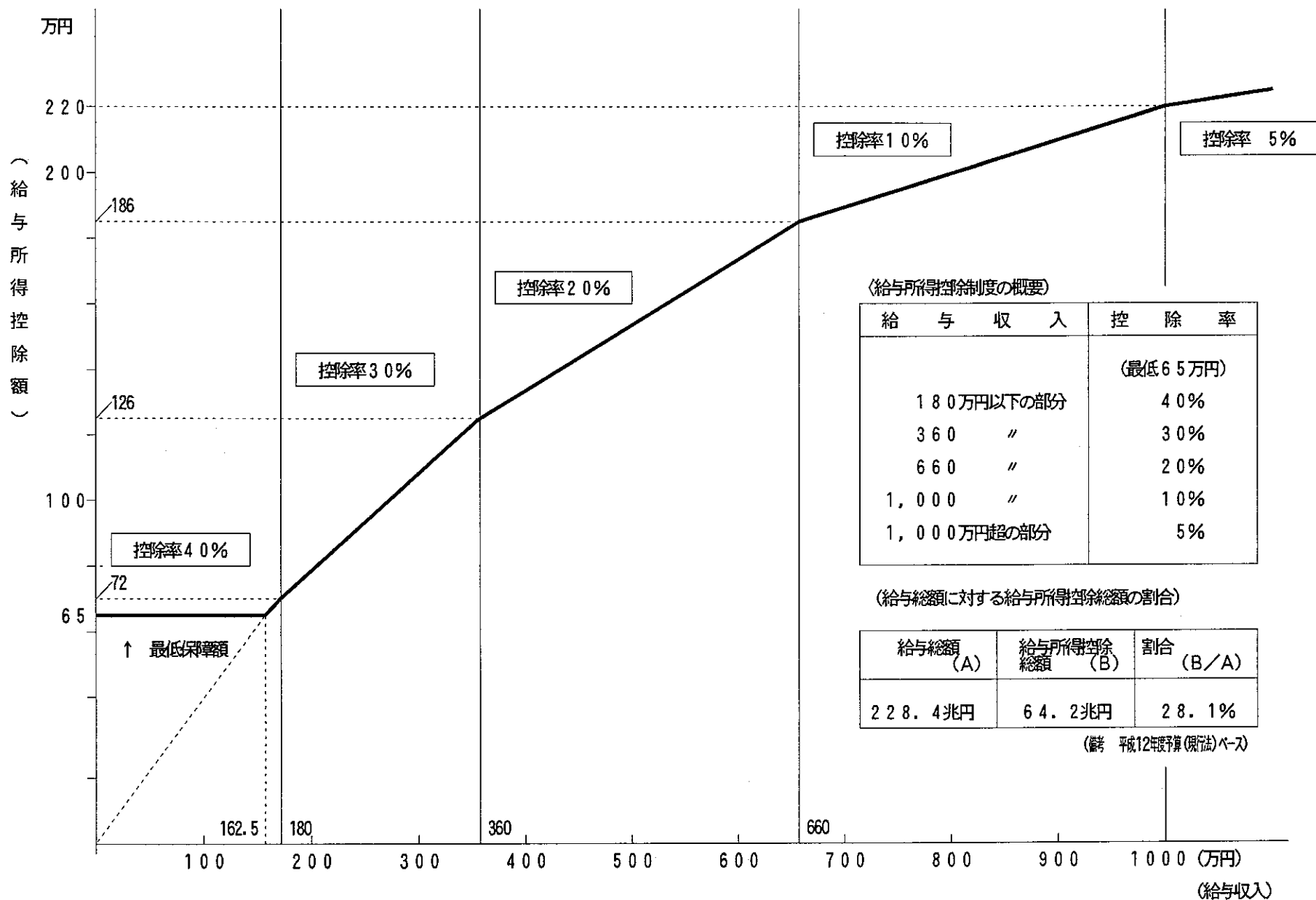
地方税の主な非課税等特別措置による減収額(11,420億円)の内訳(平成12年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (36.0%) 4,110				法人住民税 (10.8%) 1,230	事業税 (22.0%) 2,510	固定資産税 (31.2%) 3,570
生命保険料・損害保険料控除 (9.3%) 1,060	老人マル優等 (19.2%) 2,190	青色申告特別控除 390	その他 470 (3.4%)	(10.8%) 1,230 (4.1%)	(15.2%) 1,730	社会保険診療報酬の所得計算の特例 (6.8%) 780

- (注) 1 交際費課税の特例による増収分3,660億円は含まれていない。
2 公共・公益法人等に係る固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
3 住宅用地に係る固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除額）



退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

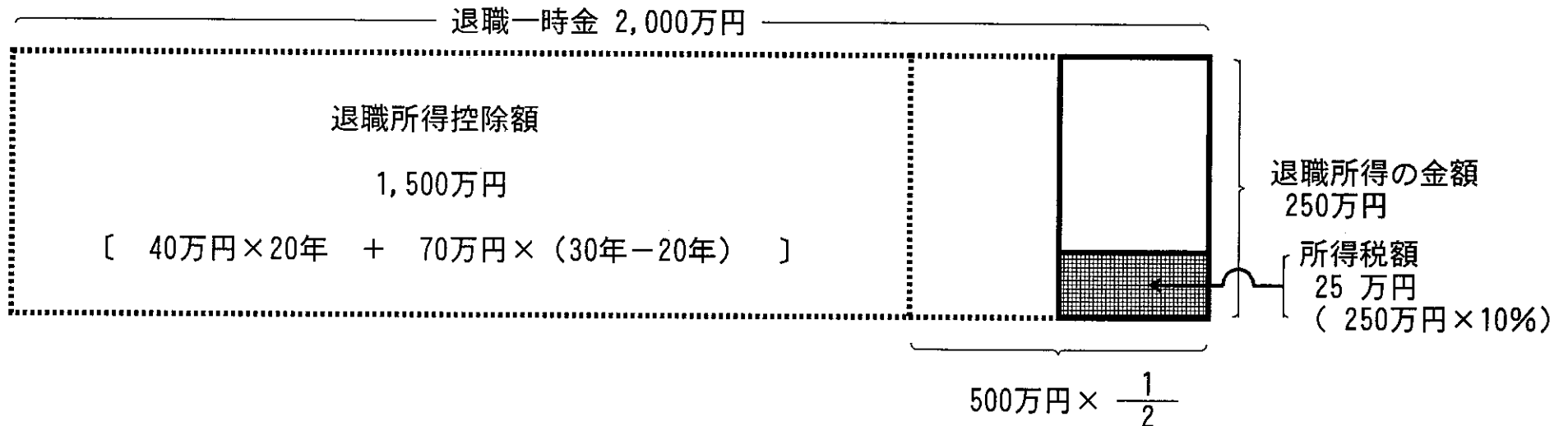
$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数20年まで 1年につき40万円 | 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

課税所得金額	税率	控除額
330万円以下	10%	—
900 "	20%	33万円
1,800 "	30%	123 "
1,800万円超	37%	249 "

(例) 勤続年数 30 年の場合



分離課税に係る退職所得の課税方式（個人住民税）

他の所得と区分して次により分離課税する。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

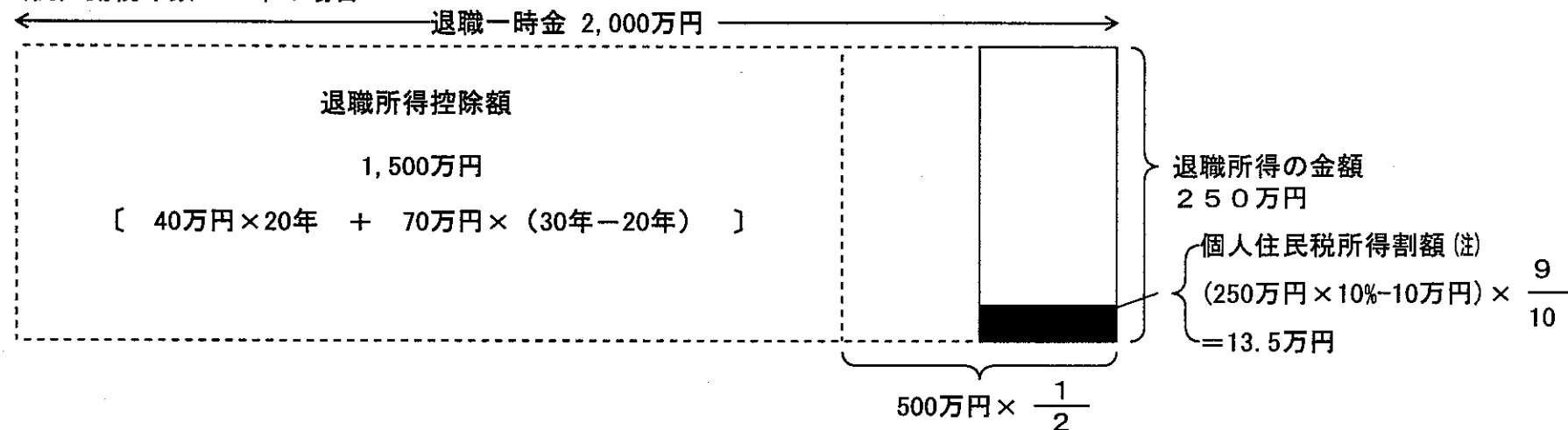
勤続年数20年まで 1年につき40万円 | 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} \times \frac{9}{10} \text{ (注)} = \text{個人住民税所得割額}$$

課税所得金額	税率	控除額
200万円以下	5%	—
700万円以下	10%	10万円
700万円超	13%	31万

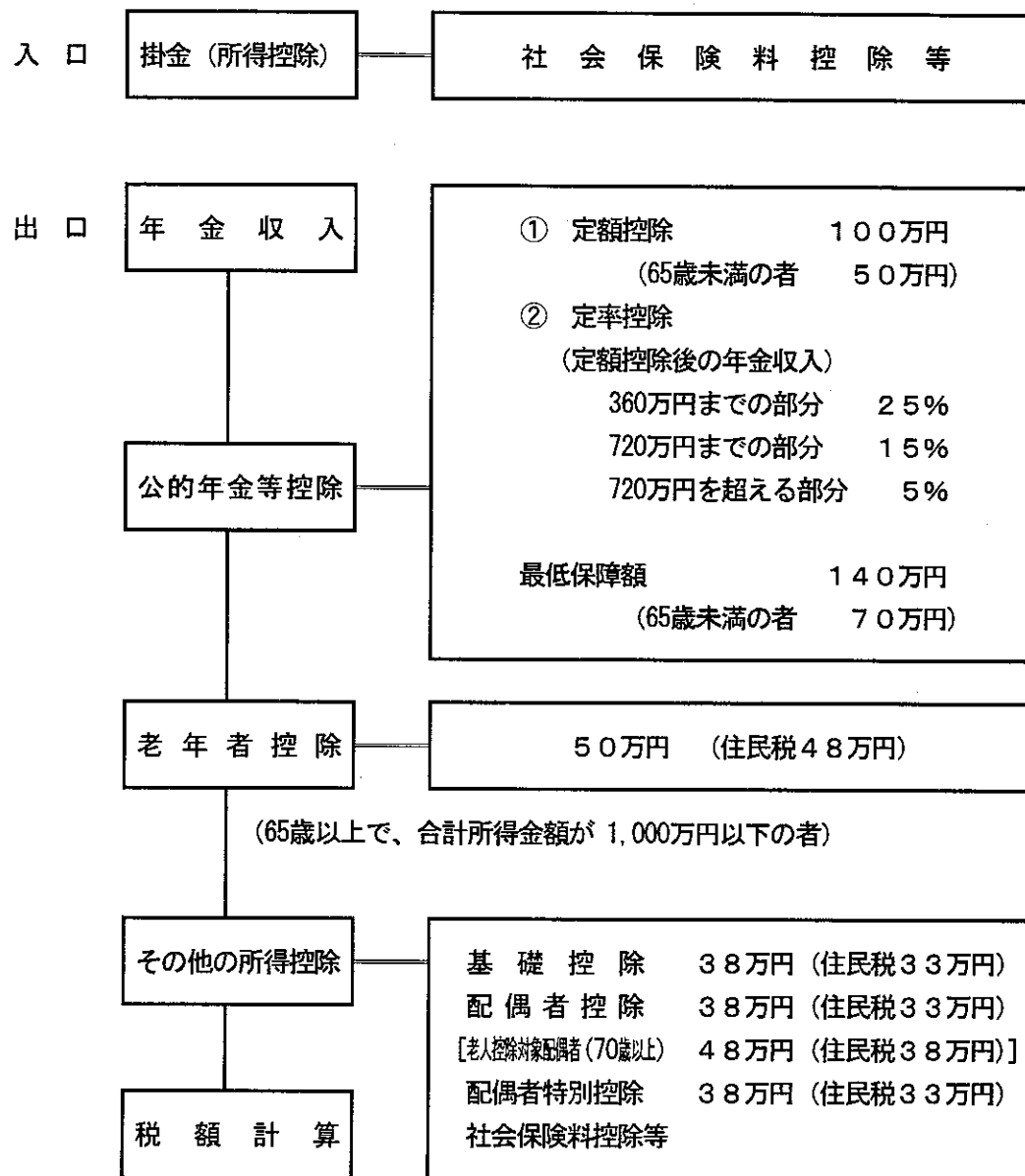
税率 内 訳	(道府県民税)		
	課税所得金額	税率	控除額
	700万円以下	2%	—
	700万円超	3%	7万円
	(市町村民税)		
	課税所得金額	税率	控除額
	200万円以下	3%	—
	700万円以下	8%	10万円
	700万円超	10%	24万

(例) 勤続年数30年の場合



(注) 退職所得に係る分離課税の個人住民税所得割額は、退職所得の金額に税率を乗じて求めた金額からその10分の1相当額を控除することとされており、また、収入金額から退職所得控除額を控除した金額に応じ、地方税法別表（簡易税額表）により求めることとされている。

公的年金等に係る課税の仕組み



(参考) 課税最低限の比較

	独身	夫婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	2,342千円	3,346千円	3,488千円
公的年金受給者 (65歳未満)	1,110千円	2,137千円	2,279千円
給与所得者	1,107千円	2,095千円	